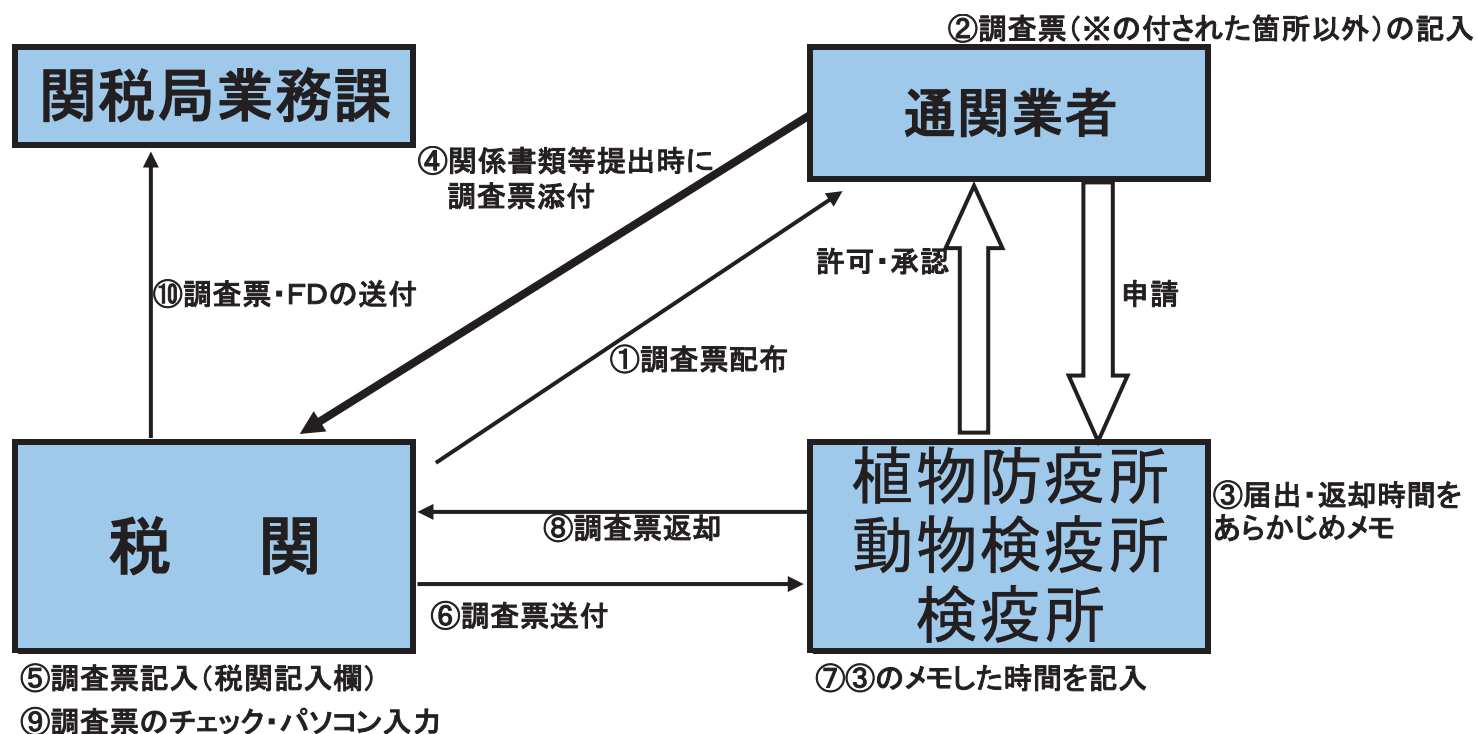


第10回輸入手続所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間:平成24年3月12日(月)~3月18日(日))



注1: →は調査票の流れを示す。

注2: ⑦における食品届に係る調査票の記入は、書面のものは各検疫所で記入されるが、システムのものは厚生労働省本省にて電算処理により時間を計算される。

注3: 3月31日(土)までに搬出されないものについては調査打ち切りとする。